

上水道・下水道をご利用の皆さんへ

4月から上下水道料金徴収業務の一本化が実施されます。

現在、上水道料金と下水道使用料(井戸水利用世帯含む)は、茨城県南水道企業団と牛久市がそれぞれ別々に請求しています。ご利用の皆さんの利便性を向上させるため、ともに、事務の効率化を図るため、4月分(3月使用分)からは上下水道料金として一本化することとなりました。

納期限)となりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

◆納入通知書の一本化開始時期

4月分(3月の上下水道使用分で、4月に検針した使用量)から、

◆納入通知書について

下水道のみをご利用の方は、下水道料金のみのご請求となります。下水道と県南水道をご利用の方は、上下水道料金の請求となります。

県南水道のみをご利用の方は、上水道料金のみのご請求となります。

◆支払い方法

この一本化に伴い、納入通知書や口座振替通知書は、茨城県南水道企業団が上下水道料金として送付します。また、一本化によって使用期間が統一されますので、請求内容が分かりやすくなるほか、コンビニエンスストアでの納入も可能となります。

上下水道料金納入通知書(納付書)に記載された金融機関での自動振り替え(口座振替)をご利用いただくか、金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアでのお支払いになります。

◆口座振替をご利用の方

なお、今年4月に限り、一本化に伴う納期限の変更のため、中旬と下旬にそれぞれ市および茨城県南水道企業団から請求があります。が、市からの請求は2月使用分の下水道使用料(4月27日納期限)、茨城県南水道企業団からの請求は3月分の上下水道料金(5月11日

上下水道料金の振替日は、毎月7日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)になります。

一本化に伴い、納入期限や口座振替日が変更になりますのでご注意ください。

◆口座振替をご利用にならない方

口座振替をご利用にならない場合は、茨城県南水道企業団から、上下水道料金納入通知書として上水道と下水道をご利用の方に送付されます。

◆一本化される業務内容

上下水道料金納入通知書の発行業務

- ・上下水道料金の収納業務
- ・電話による上下水道の使用開始や使用中止などの受け付け業務
- ・および現地での開閉栓業務
- ・水道メータ(井戸水メータを含む)の検針業務

問い合わせ

茨城県南水道企業団業務課

☎ 0297・66・5132

市生活排水課

☎ 873・2111 内線253

2〜2534

家電リサイクル法の対象品目が増えます

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行令の一部が改正され、4月1日から家電リサイクル法対象品目に、新たに液晶式およびプラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機が加わることになりました。

これらの機器をリサイクル処理するには、家電リサイクル料金および運搬料が必要になります。詳しくは、市内電気店または市廃棄物対策課へお問い合わせください。



問い合わせ

市廃棄物対策課 ☎ 873・2111 内線1571〜1572

2、牛久クリンセンター ☎ 830・9333

830・9333